

令和 8 年度

浦安市指定地域密着型サービス事業者及び
指定地域密着型介護予防サービス事業者
募集要項

(認知症対応型共同生活介護)

令和 8 年 7 月

浦安市福祉部介護保険課

目次

ページ

I	はじめに	2
II	公募の概要	
1	公募する地域密着型サービスの種類と数	3
2	応募資格	4
3	募集から事業者選定までの流れ	4
4	事前協議	5
5	公募に関する質問及び回答	6
6	応募方法	7
7	申請書類	7
8	整備完了後の事業者の指定	9
9	事業者指定の流れ	10
10	指定を受けた後の注意事項	10
11	その他の注意事項	11
III	施設整備費補助金等	
1	施設整備及び開設準備をする際の補助金の交付	12
2	補助金の概要	12
3	ユニット整備の場合の補助金イメージ	13
様式1	浦安市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防 サービス事業者の指定に係る事前協議申込書・誓約書	14
様式2	事業所及び個人情報等の情報公開に伴う同意書（事前協議）	16
様式3	浦安市暴力団排除条例に基づく暴力団ではないことの表明及び確約 に関する同意書	17

I はじめに

地域密着型サービスと事業者指定について

高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう支えるためのサービス体系として、「地域密着型サービス」が平成18年4月に創設されました。このサービスは、原則として地域密着型サービス事業所の所在する市区町村の要支援・要介護認定を受けた被保険者だけが利用することができるサービスであり、浦安市内において地域密着型サービスを行おうとする事業者は、地域密着型サービスの種類及び事業を行う事業所ごとに、浦安市長の指定を受ける必要があります。

地域密着型サービス事業の指定を受けるためには、厚生労働省令で定める人員基準、設備基準、運営基準、関係告示等を遵守する必要があります。また、本市では介護保険法第78条の4第5項の規定により、独自基準（浦安市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例）を制定しています。

指定申請を行う前に必ず関係法規等により確認し、事業実施が可能かどうか十分検討のうえ申請してください。

なお、第9期介護保険事業計画期間内では、千葉県による施設整備補助金などのほか、本市独自の整備補助事業を実施し、令和9年度中の整備を予定しています。詳しくは本要項12・13ページをご参照ください。

Ⅱ 公募の概要

1 公募する地域密着型サービスの種類と数

日常生活圏域 サービスの種類	元町	中町 (北部)	中町 (南部)	新町
認知症対応型共同生活介護 (※) (介護予防含む)	１事業所 定員数：１８名又は２７名 (２ユニット又は３ユニット)			

本市では、市民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案し、「元町」、「中町（北部）」、「中町（南部）」、「新町」の4つに分けた日常生活圏域を設定しています。



2 応募資格

応募事業者は、以下の要件を全て満たすことが必要となります。

- (1) 法人格を有している運営事業者であること。
- (2) 本事業の実施に必要な人員及び設備等を確保するとともに、本事業の開始当初から安定したサービスを提供することができる体制を整備するための十分な能力及び経験を有していること。
- (3) 介護保険法第78条の2第4項各号（地域密着型サービス事業者指定に係る欠格事項）及び同法第115条の12第2項各号（地域密着型介護予防サービス事業者指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。
- (4) 事業を実施するにあたり、土地及び建物を確実に確保できる見込みであること。
- (5) 役員等が、浦安市暴力団排除条例（平成24年浦安市条例第2号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び第7条に規定する暴力団密接関係者でないこと。

3 募集から事業者選定までの流れ

内 容	期間又は期日
募集要領ホームページ掲載	令和8年7月17日(金)～
質問の受付	令和8年7月17日(金)～8月17日(月)午後3時
質問の回答	令和8年8月24日(月)～ 市ホームページで回答
申請書類受付	令和8年7月31日(金)～10月5日(月) 受付時間：午前9時～午後4時（厳守） また、必ず事前予約を取ること
第一次審査（書類審査）	令和8年10月中旬
書類審査結果通知	令和8年10月下旬
第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和8年11月中旬
選定・事業者の決定（内定）	令和8年11月下旬
選定結果の通知	令和8年12月上旬

※ スケジュールについては変更が生じる場合があります。また、第一次審査について、応募事業者が5社未満の場合には、全事業者を合格とする予定です。

4 事前協議

(1) 事前協議（第一次審査及び第二次審査）の意義等

地域密着型サービスを行うにあたり、浦安市で定める「浦安市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「浦安市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」、その他関係告示等に定める各種基準を満たしていない場合は、指定を受けることができません。また、申請書類に不備がある場合等についても申請を受け付けることができません。

そのため、地域密着型サービス事業を対象とした事前協議を行います。事前協議については、書類審査（第一次審査）と「浦安市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る選定委員会」における対面審査（第二次審査）にて行います。

(2) 書類審査（第一次審査）

書類審査は、「浦安市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る事前協議申込書・誓約書」及びこれに係る添付資料に関し、次に掲げる事項について審査を行います。

ア 提出書類に不備がないこと。

イ 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に該当しないこと。

(3) 対面審査（第二次審査）

書類審査（第一次審査）の要件を満たしている事業者を対象に、「浦安市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る選定委員会」を開催します。

選定委員会では、「事業運営に係る一般原則に対する考え方」、「地域との連携」、「職員体制及び職員の質の向上について」、「経営・運営の安定性について」等、地域密着型サービス事業に対する考え方等を総合的に評価します。

各事業者30分以内で事業提案（プレゼンテーション）、及び15分程度で事業者への質疑（ヒアリング）を行います。

(4) 審査結果

第一次審査、第二次審査の結果は文書で通知します。第二次審査終了後、内定した事業者「指定地域密着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者指定内定通知書」を交付し、内定した事業者名及び公募概要を市ホームページにて公表します。ただし、審査の結果、内定事業者なしとする場合もあります。

(5) 地域住民への説明

応募を行おうとする事業者は、事業所の事業内容や運営方針等について、浦安市宅地開発事業等に関する条例（以下、「宅地開発条例」という。）第8条に基づき、事前に周辺住民に対して十分説明を行い、理解を得てください。また、宅地開発条例に規定する周辺住民に限らず、地元自治会など、可能な限り広く周知してください。（内定後や指定後に、近隣住民から施設整備に対して反対を受けることがないように注意してください。）

チラシやポスターなどの投函だけで、住民説明を行ったものとせず、事業計画の趣旨、人や車の出入り等の開所後の状況等を相手方にしっかりと伝えてください。

また、説明にあたっては、まだ指定を受けていないことに注意し、住民に施設整備が確定しているなどと誤認をさせないように留意してください。

なお、選考されなかった事業者においては、整備案がなくなった旨、改めて周辺住民へ周知をお願いします。

周辺住民の了解書又は説明会開催状況については申請時の添付資料として提出いただきます。

5 公募に関する質問及び回答

(1) 質問者の資格 応募の資格を有する者

(2) 質問の方法等

①提出方法 質問は「質問書（別紙）」により行ってください。
提出方法はEメールとします

。

②受付期間 令和8年7月17日（金）～8月17日（月）午後3時

③提出先 浦安市福祉部介護保険課

Mail : kaigohoken@city.urayasu.lg.jp

※ 公募の公平性を確保するため、窓口や電話などでの口頭による質問に対しては、一切お答えいたしません。受付日時を明らかにするため、必ず、質問書の様式を用いて、Eメールにてご提出ください。また、期間外の質問にも一切お答えいたしませんので、質問期間には十分にご注意ください。期間経過後に電話にてお問い合わせを頂いた場合も、一切お答えいたしません。

なお、質問書の提出があつたとしても、団体名及び代表者名の記載が無い場合には回答いたしません。

※ 質問内容が質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると市が認めた場合、その旨を質問者に伝えたとうえで、回答を行わない場合があります。

(3) 質問への回答

質問への回答は、令和8年8月24日（月）から浦安市ホームページ上で公表します。また、質問回答書については、本公募要項と同等の効力を有するものとします。

6 応募方法

事前予約の上、介護保険課窓口にて必要書類（正本1部、副本10部）をご提出ください。

- (1) 提出期間 令和8年7月31日(金)～10月5日(月)
9:00～16:00 厳守
- (2) 提出場所 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
浦安市役所 3階 福祉部介護保険課
- (3) 事前予約 電話：047(712)6406（直通）担当：寺門、木戸口

※ 受け取りの手違い等を防止する観点から、必ず提出希望日前日までに日時を電話予約の上、窓口にてご提出願います。また、誤配送、配達遅延等の事故を防ぐ観点から、郵送、宅配業者等での提出は認めていません。

7 申請書類

申請にあたっては「浦安市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る事前協議申込書・誓約書（様式1）」及びこれに係る添付書類を提出してください。

(1) 添付書類

- ①貸借対照表（過去3年分）
- ②損益計算書（過去3年分）
- ③法人役員名簿及び代表者の経歴書
- ④法人登記簿の全部事項証明書原本
- ⑤収支見込書（事業開始後6年間）
- ⑥土地建物の図面（位置図（近隣住宅地図可）、平面図、立面図）
- ⑦現況写真
- ⑧土地建物の登記簿謄本
- ⑨居室面積等一覧表
- ⑩周辺住民（隣接地権者）の了解書又は説明会開催状況
- ⑪事業所及び個人情報等の情報公開に伴う同意書（様式2）
- ⑫浦安市暴力団排除条例に基づく暴力団ではないことの表明及び確約に関する同意書（様式3）
- ⑬事業計画書

※ 添付書類作成の際、「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び関係告示（千葉県福祉のまちづくり条例等）を満たしているかどうか、建築基準法や労働基準法等に合致しているか確認してください。また、当該事業収支見込書や利用料については、現実的な運営が可能かどうか確認してくだ

さい。

※ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る事前協議申込書・誓約書」及び⑪、⑫については、別添書式をご使用ください。

※ ①～⑩及び⑬については、指定の様式はありません。

(2) 事業計画書について

事業計画書には、下記事項を記載してください。

- ・事業の目的及び運営方針
- ・サービス内容及び手続の説明方法及び同意について
- ・利用者の心身状況等の把握について
- ・サービス提供の記録方法について
- ・身体拘束及び虐待防止について
- ・緊急時の対応方法について
- ・秘密の保持について
- ・苦情処理の対策について
- ・事故発生時の対応方法について
- ・衛生管理の対策について
- ・利用料について
- ・具体的な事業の取扱方針及び介護の方法について
- ・消防計画及び自衛消防訓練の実施について
- ・地域との連携及び交流活動について
- ・運営推進会議について
- ・医療機関との協力体制に関する考え方について
- ・入居者の概要について
- ・勤務体制、職務の内容、兼務関係等について
- ・休暇、退職等の際の職員の補充、交換体制について
- ・職員研修について

(3) 作成方法

◎提出部数 正本1部 副本10部

- ・提出書類は、表紙を付けた左綴じとし、目次を付けるとともに、各書類にはページ下の中央にページ番号を付けてください。また、特段の定めがない限り、原則として日本工業規格A4型（図面等は必要に応じてA3型も可）で作成し、右端にインデックスを貼付し、フラットファイル等に綴じてください。インデックスには、「(1)添付書類」に記載されている書類名を記載してください。また、インデックスは、書類に直接貼付せず、白紙に添付の上、綴じてください。
- ・提出書類作成に要する費用は、応募事業者の負担とします。

- ・ 提出された書類の内容によって出し直しを求める場合がありますので、提出日及び提出時間を十分考慮し提出してください。

(4) 提出書類の取り扱いについて

- ・ 指定内定事業者(以下「内定者」という。)が提出した書類に関しては、浦安市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、内定者の決定後にその一部または全部を情報公開条例に基づき請求者に対して、原則として開示するものとします。浦安市情報公開条例に規定する「不開示情報」は開示されませんが、特に内定者の提出書類に記載された情報については、個人情報を除き、原則として不開示情報としては認められませんのでご了承ください。
- ・ 内定者とならなかった事業者の提出書類は、応募時に返却希望の意思表示がない限り、審査終了後破棄します。
- ・ 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することがあります。

8 整備完了後の事業者の指定

(1) 指定申請の受付

施設の建築又は改修等の工事が完了した事業者は、サービスの種類及び事業を行う事業所ごとに指定申請を行うこととなります。申請書については、指定内定通知後に指定の様式を内定事業者にお渡しします。また、添付書類についてもその際に合わせてお知らせします。

(2) 審査等

事業者指定に係る申請受付後、申請書類の審査及び事業の種類によっては現地調査等を行います。具体的な方法や日程については、対象事業者や施設と調整します。

(3) 指定の要件について

事業者が指定を受けるには、事業者指定の要件を満たさなければなりません。「浦安市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「浦安市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」、その他関係告示等に定める各種基準を満たす必要がありますので、必ずご確認ください。

(4) 事業の開始

指定日は原則1日付けですが、事業の開始は指定通知後とします。事業の運営開始の期限は令和10年3月31日までとします。ただし、やむを得ない事情による工期延長などについては、市と協議するものとします。

9 事業者指定の流れ

○公募から内定までの流れ（令和8年度中）

- ①（応募事業者）事前協議申請書を浦安市に提出（郵送・電子不可）
- ②（浦安市）事前協議書受理、一次審査
- ③（浦安市）応募事業者へ一次審査結果通知送付
- ④（応募事業者）二次審査資料を期日（※）までに浦安市に提出
- ⑤（応募事業者）二次審査（ヒアリング（※））
※日時及び場所は一次審査結果通知に記載します
- ⑥（浦安市）二次審査結果通知送付→整備事業者内定
以降、内定された応募事業者を「内定事業者」という。
- ⑦（内定事業者）浦安市に本市独自補助金交付申請
- ⑧（浦安市）内定事業者へ浦安市独自補助金交付決定

要注意：補助金の交付決定前に工事着手した場合、補助金の交付は行いませんのでご注意ください。県補助金を使う場合は令和9年度の県補助金交付決定後の工事着手となります。

○事業所指定及び補助金交付までの流れ（令和9年度中）

- ①（浦安市）千葉県へ県補助金交付申請（5月頃予定）
- ②（千葉県）浦安市へ県補助金交付決定（秋予定）
- ③（内定事業者）浦安市へ県補助金交付申請
- ④（浦安市）内定事業者へ県補助金交付決定
- ⑤（内定事業者）整備事業開始
- ⑥（浦安市）整備完了後、事業所実地検査
- ⑦（内定事業者）指定申請書類及び補助金実績報告書を浦安市へ提出
- ⑧（浦安市）審査後、指定通知書及び補助金額確定通知書を内定事業者へ送付
- ⑨（内定事業者）運営開始及び補助金交付請求→補助金の支払い

10 指定を受けた後の注意事項

(1) 利用者について

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるためのサービス体系であるため、原則として浦安市に所在する事業所は、浦安市の被保険者以外利用することができません。また、市外の被保険者が、認知症対応型共同生活介護事業所に直接住民票を異動し、利用させることは、地域密着型サービスの趣旨に沿うものではありません。詳しくは、「浦安市指定地域密着型介護老人福祉施設等の利用及び地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定に係る同意に係るガイドライン」をご確認ください。

(2) 変更届について

地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称、所在地等に変更が生じた場合、10日以内にその旨を浦安市長に届けなければなりません。

変更届は、介護給付費の算定や請求に関わる事項もありますので、提出前に内容や時期を確認してください。

(3) 指導監査について

事業者が行う地域密着型サービス事業が、指定後も基準を満たしているか、介護報酬の請求に不正がないか等、法令の規定に従ってサービス提供が行われているか否かを確認するために、指導監査を行います。

具体的方法や日程については、その都度、対象事業者や施設と調整いたします。

(4) 指定の更新について

地域密着型サービス事業者の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ効力を失うこととなりますので、指定の更新の申請が必要になります。指定の更新がされた場合、その指定の有効期間は従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算されます。

(5) 指定の取消し等について

事業者が介護保険法第78条の10各号又は第115条の19各号の事由に該当する場合は、指定の取消し又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することがあります。

11 その他の注意事項

千葉県介護施設等整備事業補助金交付金交付要綱、浦安市認知症対応型共同生活介護事業所整備事業費補助金交付要綱等の補助金関係要綱の内容を把握し、適切に補助金の申請等事務手続を行ってください。

Ⅲ 施設整備費補助金等

1 施設整備及び開設準備をする際の補助金の交付

内定通知書を交付された事業者のうち、本市独自補助金のほか、希望がある法人には千葉県からの交付金を財源とする「浦安市公的介護施設等整備費補助金」の交付が可能です。

ただし、この交付金は、県予算の範囲内で優先順位の高い整備計画から順に採択されるため、交付金の上限額の調整、または不採択となる場合もあります。

この場合、浦安市が差額の補てんや単独補助を行うことはありません。また、下記に記載の金額は令和8年度の単価です。**令和9年度以降については、補助単価が変更される場合がありますのでご注意ください。**

2 補助金の概要

(1) 千葉県からの交付金を財源とする浦安市公的介護施設等整備費補助金

①地域密着型サービス等整備事業に係る分（千葉県補助金）

施設区分	補助単価	対象経費
認知症対応型共同生活介護	41,500千円× 1施設 ※改修の場合は 11,000千円	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を行い、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

②介護施設等の施設開設準備経費等支援事業に係る分（千葉県補助金）

施設区分	補助単価	対象経費
認知症対応型共同生活介護	1,036千円× 定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。

(2) 本市独自補助金

市独自補助金を活用に当たっては、「浦安市認知症対応型共同生活介護事業所整備事業費補助金交付要綱」及び「浦安市補助金等交付規則」に基づき施設整備を行うこと。

施設区分	補助単価	対象経費
認知症対応型共同生活介護	44,490千円× ユニット数 ※改修の場合は 33,360千円× ユニット数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

3 ユニット整備の場合の補助金イメージ

・新築の場合 202,942千円（補助上限）

[千葉県 小計：69,472千円]

施設整備補助金 : 41,500千円×1施設 = 41,500千円

施設開設準備経費補助金 : 1,036千円×27人(3ユニット) = 27,972千円

[浦安市 小計：133,470千円]

本市独自補助金 : 44,490千円×3ユニット = 133,470千円

・改修の場合 139,052千円（補助上限）

[千葉県 小計：38,972千円]

施設整備補助金 : 11,000千円×1施設 = 11,000千円

施設開設準備経費補助金 : 1,036千円×27人(3ユニット) = 27,972千円

[浦安市 小計：100,080千円]

本市独自補助金 : 33,360千円×3ユニット = 100,080千円

以上の点を踏まえ、地域密着型サービス事業の指定申請を行う際は、補助金の交付の可否に関わらず施設整備・開設・運営等ができる場合に限り申請を行ってください。詳しくは浦安市介護保険課までお問い合わせください。

令和 年 月 日

(宛先) 浦安市長

浦安市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者
の指定に係る事前協議申込書・誓約書

申込者 主たる事務所所在地
法人の名称
代表者の職・氏名

法人 の 概 要	法人種別・設立時期	(法人種別) (設立年月日)		
	法人の規模	(資本金) (従業員数)		
	法人の資産状況	最新年度を含む過去3年分の貸借対照表 ※別添のとおり		
	法人の収支状況	最新年度を含む過去3年分の収支の状況が確認できる損益計算書等(収支予算書及び収支決算書) ※別添のとおり		
	法人の役員について	法人役員名簿及び代表者の経歴書 ※別添のとおり		
事 業 実 績	介護保険法上の指定事業、社会福祉法上の事業を記載してください。			
		①	②	③
	事業の種類・根拠法令等			
	事業所名			
	事業所の所在地			
	事業開始年月日			
	介護保険事業者番号 (介護保険事業の場合)			

事業所の予定地及び名称	所在地 名 称
応募するサービス種別	
理念 (今回、事業を志した動機等 を記入してください)	

事業所の概要	ユニット数（グループホームのみ記入）					ユニット	
	利用定員					人	
	事業開始 希望時期		年 月 日		併設施設の 有無と種別	併設施設	有 ・ 無
						施設名	
						施設種別	
	土 地	現況		面積	m ²	建ぺい率	%
						容 積 率	%
		所有状況	自己所有・所有予定・賃貸済・賃貸予定・その他（ ）				
	建 物	工事の区分	新築 ・ 改修 ・ その他（ ）				
		面積	(建築面積) m ² (延床面積) m ²				
構造							

※添付書類

別記募集要項に定める書類一式

誓 約	
・この事前協議申込書は、事前に浦安市から示された事前協議申込条件を了承したうえで提出したものです。 ・この申込書及び添付書類に記載した事項は、事実と相違ありません。事実と異なるものであることが判明した場合は、申込みを取り消されても異議等はありません。	
申込者	主たる事務所所在地 法人の名称 代表者の職・氏名

【担当者】

（ 氏 名 ）
 （ 部 署 名 ）
 （ 電 話 番 号 ）
 （ F A X 番 号 ）

令和 年 月 日

(宛先) 浦安市長

事業所及び個人情報等の情報公開に伴う同意書（事前協議）

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る事前協議（書類審査及び対面審査）に関する情報について、以下の事項を情報公開することに同意いたします。

- (1) 申込者の主たる事務所所在地及び法人の名称並びに代表者の職・氏名
- (2) 事業所又は施設の名称及び所在地
- (3) 事前協議の結果
- (4) その他市長が必要と認める事項

法人所在地

法人名称

代表者 職・氏名

電話

**浦安市暴力団排除条例に基づく暴力団では
ないことの表明及び確約に関する同意書**

- 1 私は、現在、次記(1)から(5)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても 該当しないことを確約します。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団又は暴力団員である
 - (2) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
 - (3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
 - (4) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している
 - (5) 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員又は(1)から(4)に該当する法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている
- 2 私は、自ら又は第三者を利用して次記(1)から(5)の行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴市の信用を毀損し、又は貴市の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 私は、貴市が必要に応じ、私及び当法人（団体）役員に係る暴力団該当性情報の提供を浦安警察署に求めることについて、同意します。

年 月 日

法人所在地

法人名称

代表者 職・氏名

電話

＝作 成＝

浦安市福祉部介護保険課

〒279-8501

浦安市猫実 1 － 1 － 1

電話047-712-6406（直通）

令和 8 年 7 月